

上市町農業委員会の農地利用最適化推進委員の募集等について

上市町農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を選任するに当たり、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の規定に基づき、次のとおり推進委員の推薦を求め、及び推進委員になろうとする者の募集を行う。

令和 8 年 3 月 3 日

上市町農業委員会長 林 忠治

1 募集区域及び人数

区 域	募集人数
上市地区・音杉地区・弓庄地区	1 人
白萩地区	1 人
南加積地区	1 人
宮川地区	1 人
柿沢地区・大岩地区	1 人
相ノ木地区	1 人

2 任用期間

令和 8 年 7 月 20 日以降の委嘱日から令和 11 年 7 月 19 日まで

3 身分

上市町の特別職の非常勤職員

4 主な業務内容

(1) 農地利用最適化の推進業務

ア 担い手への農地集積・集約化活動

（農地集積・集約化のための農地の出し手及び受け手の調整活動、農地中間管理機構との連携活動等）

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

（農地パトロール（農地の利用状況調査）、遊休農地所有者に対する相談活動等）

ウ 新規参入の促進活動

（新規就農希望者の相談対応、新規就農者への貸し出し農地の特定等）

(2) 農地の権利移動及び転用申請に係る現地確認調査及び意見発言

(3) 地域計画の策定に係る業務

（農地の利用意向の情報収集、目標地図素案の作成、地域の話合いへの参加等）

5 報酬

月額 9,000 円

このほか、農地利用集積の実績等に応じて能率報酬（年額 312,000 円以内で町長が定める額）を支給する場合がある。

6 推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格

候補者として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、推進委員の委嘱予定日に次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町に住所を有すること。
- (2) 町が設置する他の附属機関等の委員でないこと。
- (3) 町の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員に限る。）でないこと。
- (4) 上市町暴力団排除条例（平成 24 年上市町条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

7 推薦及び応募の手続

(1) 推薦の手続

ア 個人による推薦の場合

上市町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦届出書（様式第 1 号）に農業に従事する者 3 人以上が連名し、必要事項を記入し、及びウに掲げる必要書類を添付した上で、持参又は郵送により上市町農業委員会事務局まで提出すること。

イ 団体による推薦の場合

上市町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦届出書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、及びウに掲げる必要書類を添付した上で、持参又は郵送により上市町農業委員会事務局まで提出すること。

ウ 必要書類

- (ア) 推薦者の同意書（様式第 2 号）
- (イ) 推薦を受ける者の同意書（様式第 3 号）

(2) 応募の手続

上市町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者応募届出書（様式第 4 号）に必要事項を記入した上で、持参又は郵送により上市町農業委員会事務局まで提出すること。

(3) 必要書類

- ア 推薦を受ける者の同意書
- イ 推薦者の同意書

(4) 様式の入手方法

次に掲げる場所にて配布し、又は掲示する。

ア 上市町農業委員会事務局窓口（上市町役場3階 産業課内）

イ 上市町ホームページ <http://www.town.kamiichi.toyama.jp/>

8 受付期間

令和8年3月23日（月）から同年4月15日（水）まで

(1) 持参による提出

役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(2) 郵送による提出

令和8年4月15日当日の消印まで有効とする。

9 評価方法

上市町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が提出された書類をもとに評価する。なお、必要に応じて面接等を行う場合がある。

10 推薦及び募集の状況の公表

受付期間の中間及び期間終了の時点において、次に掲げる事項を上市町のホームページ、掲示板等で公表する。

(1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別

(2) 推薦者（団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格

(3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 上市町農業委員会の委員に推薦者が推薦する者、又は応募をする者が上市町農業委員会の委員に応募しているか否かの別

(7) 推薦者が被推薦者を他市町村の農業委員会の委員又は農地利用最適化推進委員に推薦、又は応募をする者が他市町村の農業委員会の委員又は農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

(8) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数

(9) 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

11 注意事項

推薦及び応募の手續に当たっては、次に掲げる事項に注意すること。

(1) 農業委員と農地利用最適化推進委員との兼任は出来ないこと。

(2) 申込書類は、理由の如何を問わず返却はしないこと。

(3) 推薦、応募及び面接等に係る経費は、全て各自の負担となること。

12 その他

不明点がある場合は、次の連絡先に問い合わせること。

(連絡先)

〒930-0393 上市町法音寺1番地 上市町農業委員会事務局

TEL 076 - 472 - 2520

FAX 076 - 472 - 1115